

品川区産後ケア（日帰り型・訪問型）事業実施要綱

制定 平成30年4月1日 区長決定 要綱第18号

（目的）

第1条 この要綱は、産後において家族等から育児等の十分な援助が得られにくく、支援を必要とする出産後の母親と乳児（以下「母子」という。）に対して心身のケア、育児の支援その他母子の健康維持および増進に必要な支援を行う事業（以下「産後ケア事業」という。）を実施することにより母子に対する支援体制を確立し、もって妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の充実に資することを目的とする。

（産後ケア事業）

第2条 産後ケア事業は、次の事業とする。

- (1) 日帰り型事業 助産師が、母子に対して区の施設その他区長が認める施設において、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行うとともに、休養の機会等を提供するサービスを行うものとする。
- (2) 訪問型事業 助産師が、母子の自宅を訪問し、主として不安の多い乳房のケア、授乳指導および産後の心身に関する相談等を行うものとする。

（利用対象者）

第3条 産後ケア事業の利用対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であり、日帰り型事業にあつては産後4か月未満の子およびその母親、訪問型事業にあつては産後6か月未満の子およびその母親とする。ただし、医師による医療行為を必要とする母子を除く。

- (1) 区内に住所を有する者
- (2) 産後において家族等の援助が得られにくい者
- (3) 産後において心身の不調または育児不安等が認められる者

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に支援が必要と認める者については利用対象とすることができる。

（事業内容）

第4条 産後ケア事業において行うサービスは、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 母親のケア（乳房ケアおよび授乳指導、産後の回復を早める心身のケア）
- (2) 乳児のケア（健康状態、発育・発達のチェック）
- (3) 育児に関する指導や育児サポート等

（事業の委託）

第5条 産後ケア事業は、区が委託した事業者（以下「委託事業者」という。）が実施するものとする。

2 委託事業者は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 産後ケア事業に従事する助産師を配置し、母親のケア、乳児ケア、今後の育児に資する指導および相談等を行う実施体制が確保できること。

(2) 前条各号に規定する事業内容を提供できること。

(利用日数等)

第6条 産後ケア事業の利用日数は1日とし、1日の利用時間は、日帰り型事業においてはおおむね4時間、訪問型事業においてはおおむね1時間とする。

(利用申請)

第7条 産後ケア事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、品川区産後ケア（日帰り型・訪問型）事業利用申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

(利用の承認の決定等)

第8条 区長は、前条の申請があった場合、内容を審査し産後ケア事業の利用の承認または不承認の決定をする。

2 区長は、前項の決定を行ったときは、速やかに品川区産後ケア（日帰り型）事業利用承認通知書（第2号様式）、品川区産後ケア（訪問型）事業利用承認通知書（第3号様式）または品川区産後ケア（日帰り型・訪問型）事業利用不承認通知書（第4号様式）により利用の可否について、申請者に通知するものとする。

(自己負担額)

第9条 産後ケア事業を利用する者（以下「利用者」という。）の自己負担額は、日帰り型事業にあつては別表1、訪問型事業にあつては別表2に定めるとおりとする。

2 日帰り型事業の利用者は、利用した施設に対し前項に規定する自己負担額を支払うものとし、訪問型事業の利用者は、委託事業者に対し同項に規定する自己負担額を支払うものとする。

(実績等の報告)

第10条 委託事業者は、産後ケア事業の利用の実績があつた月の翌月10日までに品川区産後ケア（日帰り型・訪問型）事業実施報告書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

2 委託事業者は、産後ケア事業の実施に際して、事故が生じた場合その他産後ケア事業の実施に支障を及ぼすおそれがある事態が生じた場合には、速やかにその旨を区長に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 委託事業者は、区長から提供された利用者の個人情報の保管および利用に関して次の事項を順守しなければならない。

- (1) 個人情報の漏えいの防止に十分配慮すること。
- (2) 産後ケア事業の目的以外の目的に個人情報を利用しないこと。
- (3) 個人情報を第三者に提供しないこと。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、産後ケア事業の実施に関し必要な事項は、健康推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

別表1（第9条関係）

利用者区分	自己負担額
一般世帯	4,000円
住民税非課税世帯	2,000円
生活保護世帯	0円

別表2（第9条関係）

利用者区分	自己負担額
一般世帯	1,000円
住民税非課税世帯	500円
生活保護世帯	0円